



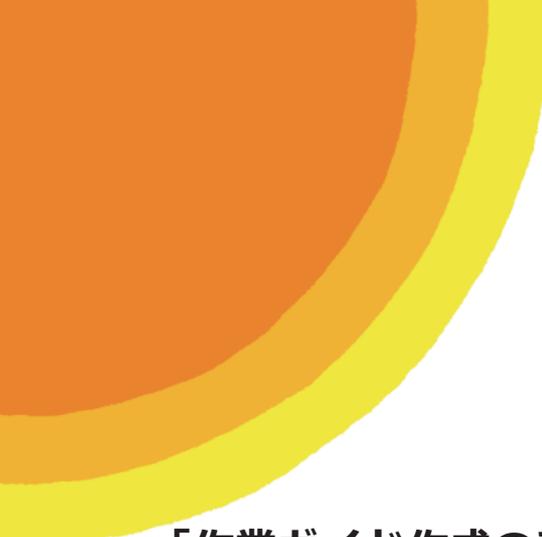
日本の
ひなた
宮崎県



農福連携のための 作業ガイド作成の手引



令和5年3月
宮崎県農政水産部



「作業ガイド作成の手引」の作成にあたって

現在、日本は過去に類を見ないほどの人手不足時代に突入しており、労働人口推計等からもこの傾向は今後も続くものと予想されます。そのため、どの産業においても多様な人材の参画がますます重要になってきます。

このような状況を踏まえ、農政水産部では、福祉保健部や教育委員会、関係団体等と連携し、障がい者をはじめとする多様な方々が農業に携わる仕組みづくりに取り組み始めています。

農福連携とは、「農業」と「福祉」が連携することで、農業にとっては労働力不足等の解消、福祉側にとっては障がい者就労の促進や、リラクゼーション、リハビリテーション等の効果が期待され、農業と福祉の連携によって双方が抱える課題の克服につながるものとして全国でも広がりつつあります。

農業者による障がい者の直接雇用や、障がい福祉サービス事業所による施設外就労※1は、受け入れる農業者の理解や工夫次第で、成功にも失敗にもなり得るものです。そこで、本書では農業者、福祉の双方がwin-win（相互利益）の関係になるよう、農業現場への障がい者の就労、特に、施設外就労がスムーズに行われるよう、作業の切り出しや作業ガイド※2の作成等を中心とした内容になっております。

本書に記載しているこれらの内容は、障がい者の雇用や施設外就労を検討されている場合はもちろん、多様な人材が働きやすい職場をつくるという視点で、市町村やJA、普及センター等で活用して頂ければ幸いです。

※1 施設外就労：就労継続支援「A型事業所」と「B型事業所」が行う支援であり、障がい福祉サービス事業所の職員が利用者（障がい者）とともに、農家等から請け負った作業を農家に出向いて行うもの。

※2 作業ガイド：作業を細かく分解した上で、その作業について感覚的ではなく誰にでも分かる（誰がやっても同じになる）よう表現するもの。障がい者個々の技能や意欲を見極めて作業を割り振る際に有用。

目次

1 作業委託をするために

1-1	作業委託を試みよう	・ ・	1
1-2	作業の切り出しを試みよう	・ ・	2
1-3	作業ガイドを作成してみよう		
	(1) 作業ガイドとは	・ ・	4
	(2) 作業ガイドの作り方	・ ・	4
	(3) 作業ガイド例	・ ・	5
1-4	受入れにあたって工夫を試みよう		
	(1) 慣行作業の見直し	・ ・	7
	(2) 作業場所の整え方	・ ・	8
	(3) 作業道具や機械の改良	・ ・	8
1-5	心構えを持とう		
	(1) 職場の雰囲気づくり	・ ・	9
	(2) 安全に仕事をするために	・ ・	9
	(3) 職場における安全対策と実践	・ ・	9
	コラム ～GAPでGOODな農業経営を！～	・ ・	10

2 参考

2-1 福祉の状況

(1)	障がいの種類・特性等	・ ・	11
(2)	県内の障がい者手帳所有者数	・ ・	11
(3)	障がい者雇用制度に関する最近の動向	・ ・	12
(4)	宮崎県内の障がい者雇用の現状	・ ・	12
(5)	障がい者を直接雇用する場合に相談・支援する代表的な機関	・ ・	12
(6)	就労系サービスのうち、就労継続支援 A 型、B 型事業	・ ・	13
(7)	福祉における農業との関わり	・ ・	14

2-2 農福連携の形

(1)	農福連携の分類	・ ・	15
(2)	施設外就労	・ ・	16
(3)	施設外就労に繋げるためのステップ	・ ・	17
(4)	農業現場における作業	・ ・	18

1 作業委託をするために

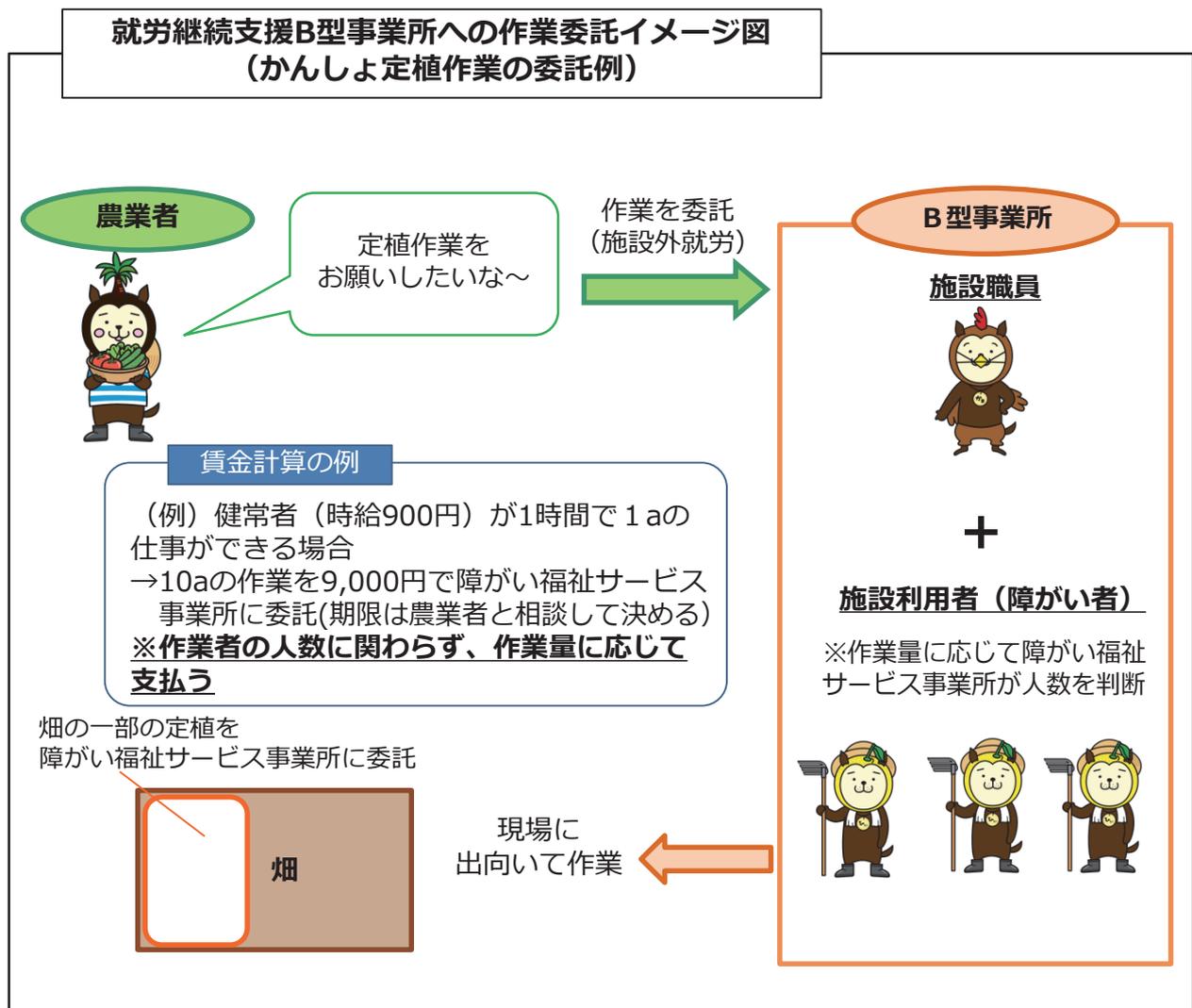
1-1 作業委託をしてみよう

農福連携は、農業と福祉の連携によって、双方が抱える課題の克服につながるものです。しかし、農福連携に取り組みたいと思っても、障がい者を直接雇用することはハードルが高いと感じてしまう方も多いと思います。

そこで、直接雇用ではなく、まずは就労継続支援「A型事業所」又は「B型事業所」への**作業委託**に取り組んでみてはいかがでしょうか。

作業委託の中でも、障がい福祉サービス事業所の職員及び利用者（障がい者）に生産現場に出向いて就労をしてもらう「**施設外就労**」（障がい福祉サービス事業所の外に出て行うため、「施設外」就労といいます）は、実際に農場や選果場などの作業現場に出向いて作業をしてもらうため、**委託できる作業の幅が広がり、比較的取り組みやすい**といえます。

作業委託のイメージは以下のとおりです。



1-2 作業の切り出しを試みよう

(1) 作業の「切り出し」という考え方

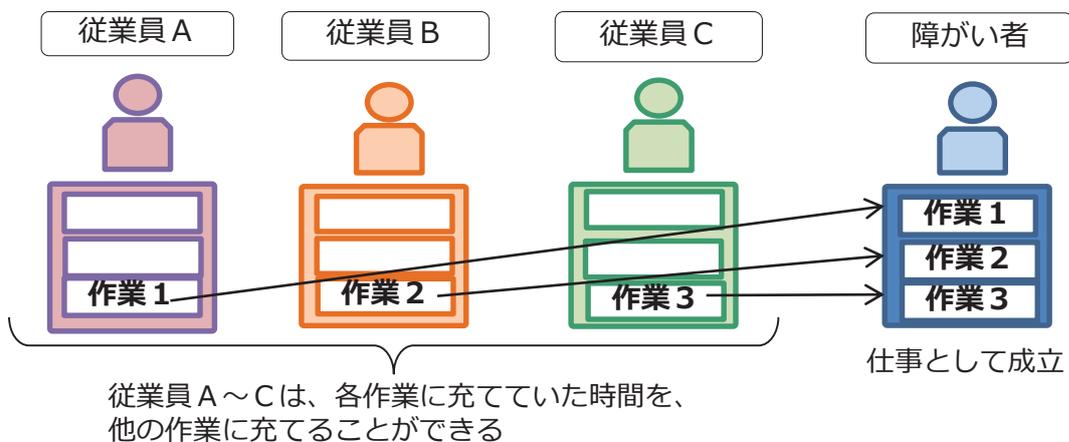
障がい者と共に働く際によく使われる方法の一つに、作業の「切り出し」があります。一連の作業を一つ一つの単純な作業に細かく分解し、作業の最小単位を作り、その中で障がい者ができる作業を担ってもらいます。一連の作業を任せることは困難でも、作業を細かく切り出すことにより、担ってもらえる作業が見つかるかもしれません。

(2) 細分化した作業の集約と作業への割り振り

切り出した一つ一つの作業はとても小さい作業でも、農場全体や地域で量を集め、組み合わせていくと、仕事として成り立つ量になります。農家にとっては**小さな作業でも、誰かに任せることができれば、農家はその時間を他の仕事に充てることができます。**（下図参照）

障がい者の中には、担当できる作業の幅は狭くても、一つのことについては非常に長けた人材がいます。その特性を引き出し、就労の中で発揮してもらうことも大切です。

また、障がい特性や技能の習得状況、本人の意欲などにより、どうしても作業に制約が生じる場合があります。この場合は、**できる作業をできる人、得意な作業を得意な人に順次任せていく**ようにします。また繰り返し練習することで、できる作業の種類が増えていきます。



この頁では、苗づくり工程のうち「育苗トレイへの播種作業」についての作業の切り出し例を示します。なお、ここでは一連の作業を全て、障がい福祉サービス事業所へ依頼する場合を想定しています。

また、「改善点」という欄も設けておりますが、このように、作業切り出しの際に、作業の負担を軽くできるような改善例についても考えてみるとよいでしょう。

番号	作業内容	機具等	改善点	作業風景	慣行作業	作業分担			
						施設スタッフ	障がい者①	障がい者②	障がい者③
1	育苗トレイを動力噴霧機で洗浄する	動力噴霧機			●	●	●		
2	作業場にブルーシートを敷く	ブルーシート			●	●	●	●	
3	床土の袋をカッターで開けて出す	カッター			●	●	●	●	
4	育苗トレイに床土を入れる	育苗トレー			●	●	●	●	
5	育苗トレイを運び、床に並べる				●	●	●	●	
6	育苗トレーに灌水する				●	●	●		
7	鎮圧ローラで播種穴を開ける	鎮圧ローラ			●	●	●		
8	鎮圧ローラを洗浄する				●	●	●		
9	育苗トレイを播種作業場に運ぶ				●	●	●		
10	育苗トレイに播種器で播種する	播種器	車椅子用の作業台		●	●			●
11	育苗トレイを運んで、覆土する				●	●	●	●	
12	育苗トレイを育苗場へ運ぶ				●	●	●	●	

●印は、その作業を担当することを意味する。

障がい者一人では出来ない作業も、複数人で分担すれば取り組むことができる。

1-3 作業ガイドを作成してみよう

(1) 作業ガイドとは

施設外就労の場合、請け負った作業について**利用者（障がい者）に対する必要な指導等は、施設外就労先の農家ではなく、障がい福祉サービス事業所の職員が行います。**そのため、農家は**障がい福祉サービス事業所の職員の方に、請負作業の内容を十分伝えることが必要**です。

障がい者に依頼したい各種農作業の内容等を記載した説明資料を「作業ガイド」といい、この作業ガイドは、障がい福祉サービス事業所に対して**農作業の内容等を正確に伝える際に有効**となります。

また、作業ガイドは、障がい福祉サービス事業所の職員が、**その作業が障がい者に適した作業か判断する材料**にもなり、**農作業と障がい者のマッチングを的確に行うこと**にもつながります。

(2) 作業ガイドの作り方

作業ガイドの作成の手順については、

まず、①慣行の作業について作業の切り出しを行います。

次に、②障がい者の特性に応じて作業手順を再構成します。

作業手順を再構成する場合は、障がい福祉サービス事業所の職員等、福祉の専門家に相談してみましよう。



(3) 作業ガイド例

P 3で示した「育苗トレイへの播種作業」のうち、「4. 育苗トレイに床土を入れる」「6. 育苗トレイにかん水する」作業について、作業ガイド例を下記のとおり示します。

〈「育苗トレイに床土を入れる作業」 ガイド例〉

順番	作業風景	作業のやり方	伝え方のポイント
1		<p>育苗トレイをブルーシート※1の上に置く。 体への負担を軽くするため※2に、育苗トレイを置く場所は、床土をすくうときに、移動したり、無理な体勢をとらなくてすむ場所にする。</p>	<p>※1 置く場所を明確にする</p> <p>※2 楽な姿勢で作業することができるポイントも記載する</p>
2		<p>床土を両手で山盛りすくって、育苗トレイの置きやすい場所に入れる。 これを合計3回行う※3。 育苗トレイに入れる回数は、作業者の手の大きさを考慮して、農家が※4調整する。</p>	<p>※3 量・数を明確にする</p> <p>※4 判断が必要な調整は、農家が行う</p>
3		<p>育苗トレイに入れた床土をすべての穴に入れるように、力を入れず※5、なでるように手のひらで広げる※6。</p>	<p>※5 発芽率に影響が及ぶ恐れがあるので、力を入れないことを明確にする</p> <p>※6 方法を明確にする</p>
4		<p>床土が足りず、穴が完全に埋まらなかった場合※7、床土を両手ですくって、育苗トレイに1回入れ、手順3同様に手のひらで広げる。 足りない量に応じて、追加する回数を農家が調整する。</p>	<p>※7 考えられる状態について、あらかじめ、記載しておく</p>
5		<p>穴がすべて埋まったら、床土の表面の高さが、育苗トレイの高さと同じくらいになるように※8、力を入れずに、全体的にまんべんなく板でなでて※9、余分な土をトレーの外に出す。</p>	<p>※8 程度を明確にする</p> <p>※9 用いる道具を明確にする</p>

〈「育苗トレイにかん水する作業」 ガイド例〉

順番	作業風景	作業のやり方
1		<p>農家が※1水量を調節する。</p>
2		<p>並んでいる育苗トレイの端に立ち、育苗トレイの真上から、シャワーを前後左右に動かしながら※2、全体に水をかける。 シャワーヘッドを持っていない方の手で、垂れ下がっているホースを持つと操作がしやすい※3。</p>
3		<p>水をかけながら「1, 2」と数え※4、数え終わったら、一步、横にずれる。数える数字は、作業者の身長によるため、農家が指定する①。</p>
4		<p>手順3を繰り返す、列の最後まで移動したら、次の列に移動する。 次の列に移動する際には、水がかかりすぎないように※5、育苗トレイからシャワーヘッドを離した状態で移動する。</p>
5		<p>最後の列まで水をかけ終わったら、最初の列に戻り、手順3, 4を合計3回行う※6。</p>

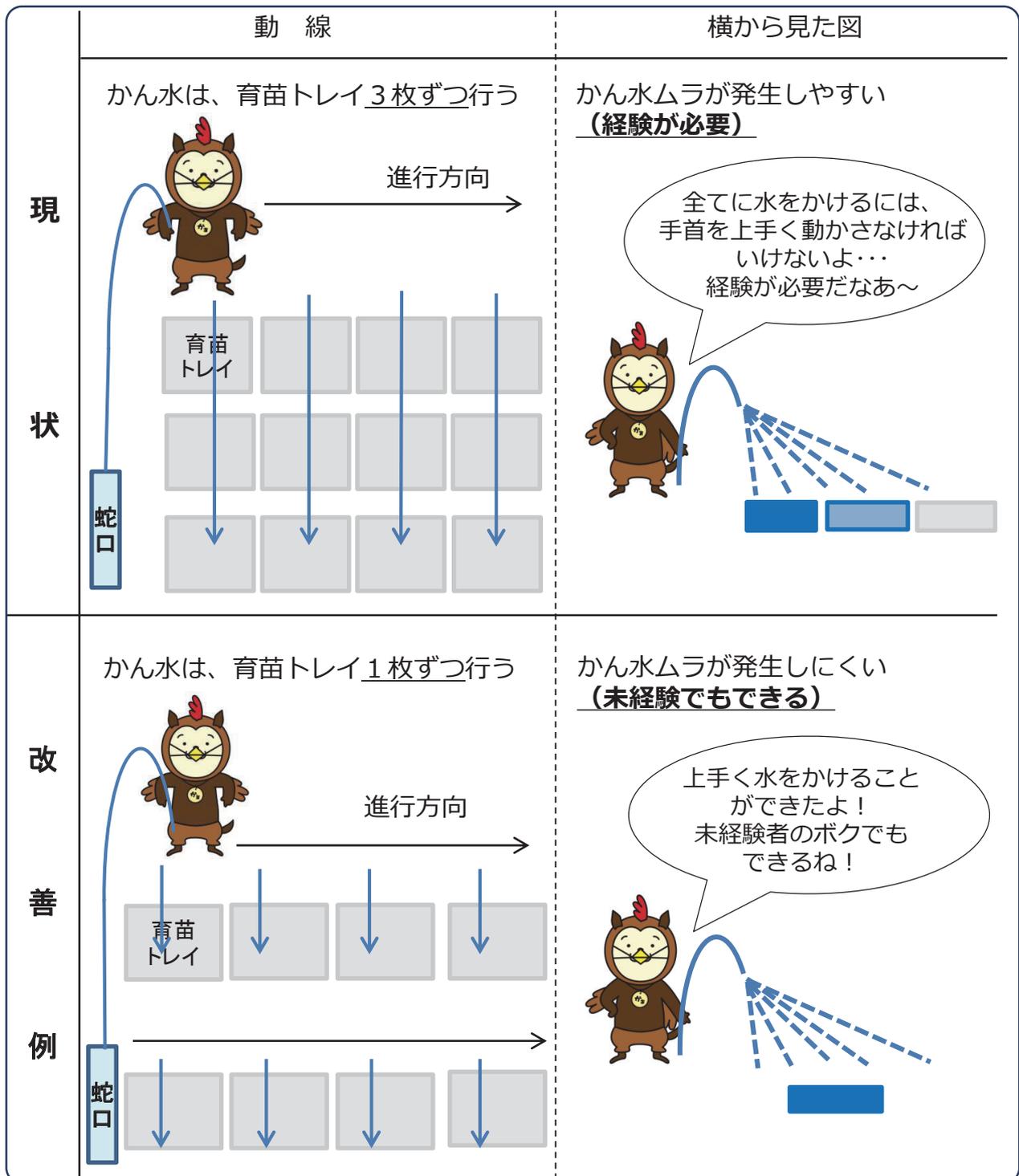
伝え方のポイント
<p>※1 基本となる水量を障がい者が調整することは、難しいと考えられる場合は、農家自らが実施する旨を明確に記載する。</p>
<p>※2 方法を明確にする</p> <p>※3 作業がしやすい方法も詳しく記載するとイメージしやすい</p>
<p>※4 「たっぷりと」など、わかりにくい表現は避ける</p> <p>①作業者の身長により、シャワーヘッドからの水の広がり方が違い、一つのトレイにかかる量が異なるため</p>
<p>※5 想定できるトラブルに対する手順も記載すると良い</p>
<p>※6 回数を明確にする</p>

1-4 受入れにあたって工夫をしてみよう

(1) 慣行作業の見直し

農業者が日頃行っている作業には、経験が必要とされているものが多々ありますが、工夫次第では誰にでもできる作業になる場合もあります。農福連携に取り組むにあたって、受入側の農家がそのような工夫を行ってみる姿勢がとても大切です。

下図では、前頁で示した「育苗トレイへのかん水作業」について、慣行作業の改善例について示します。この例を参考に、現在のやり方が誰にでもできるような作業になるよう、考えてみましょう。



(2) 作業場所の整え方

作業をする場所は、障がいのある作業者に合わせて、身体的に出来るだけ楽に出来るように、作業に取り組みやすい環境を整えるための工夫が必要です。

作業に取り組みやすい環境とは、

「複雑さやあいまいさを避けて、個々の作業を単純化して行えるようにする」ことです。一度に複数のことを処理する作業や、判断を伴う作業が難しい人もいるため、一つの事に集中できる環境を提供することが大切です。

そのためにできる農家の工夫として、

- ① 作業場所は整理整頓をして通路幅を広くし、見通しよくする
- ② 段差がある場合には段差のある部分を明確にする、またはスロープにして段差を解消する
- ③ 作業動線を単純化して、進路に迷わず目的の場所へ効率的に移動できるようにする

ということが挙げられます。



ごみの分別を分かりやすく表示



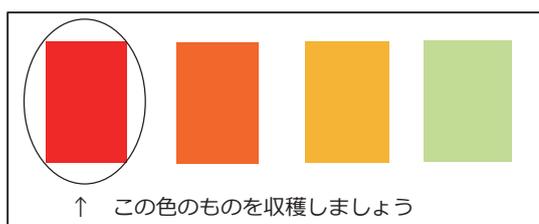
道具の置き場所を明確化

(3) 作業道具や機械の改良

補助具の開発や器具の使用法の工夫、生産資材・包装資材等の改良などを行うことで、障がい者に限らず、農作業に不慣れな方でも、ある程度効率良く作業をすることができるようになります。

例えば、色を識別する必要がある作業の場合、言葉で伝えるだけでは判断に迷う場合もあるため、色が比較できるような補助具を工夫することで、格段に作業しやすくなります。

また、機械を使用するような場合には、作業スピードを通常より遅くしたり、操作ボタンやレバーを大きくする等、少しの改良を加えることにより、誰でも使いやすかつ安全性を高めることができます。



色を比較し、判断できるような補助具の例



目盛に印をつけるなどして、誰にでも分かりやすくする

(1) 職場の雰囲気づくり

障がいのある方と一緒に働くときは、一緒に働く人達の障がいに対する理解が必要不可欠です。施設外就労であれば、職員の方のサポートがあるため比較的大きな問題になりにくいと考えられますが、**障がい特性を理解し、情報を共有しておくことは重要**です。また、障がいに関する情報は個人情報でもあることにも留意しましょう。

(2) 安全に仕事をするために

障がいのある方が安全で健康に働くことが出来る環境を整えるということは、「誰にとっても安全で気持ちよく働ける環境を作る」ことに繋がりますので、意識して取り組むようにしましょう。

例えば、夏場の炎天下での作業は、健常者でも辛いものですが、それが当たり前だと思わず、屋内や日陰でできる作業に変える方法も考えてみましょう。やり方を見直せば、作業効率が上がり、売上の向上にもつながる場合もあるかもしれません。

また、就業時間については、施設外就労においても、一人一人の障がいや体調により個々の就業時間にばらつきがあったり、福祉施設からの送迎などの関係で、一般的な農業の就業時間の実態にそぐわない、といったこともあります。

これらの問題については、**受け入れる側が意識を変えていくことで解決できます**。福祉現場では、一つの仕事を一人がすべてすることは稀で、**一人一人が出来ることを組み合わせ、一つの仕事が完了するようにコーディネート**しています。

(3) 職場における安全対策と実践

大切なことは、**働く人たちの意識、環境の整備、道具や機械の工夫等、多面的な取組**です。農作業事故は本人の不注意だけでなく、作業場所やそれを取り巻く環境、使用機器、周囲の人々などを整えることで防げることもたくさんあります。

そこで、多方面から漏れなく対処を考えるために、「**GAP（農業生産工程管理）に取り組む**」ことは大変有効です。「GAP認証を受ける」にはそれなりの費用がかかりますが、「**GAPに取り組む**」ことは**費用はかかりませんし、誰でも実施可能です**。

また、取り組むことで、しっかりとした安全対策と実践が出来るだけでなく、経営の見える化が図られることで、経営改善にも繋がります。JAや普及センターにGAP指導員資格を持った職員がおりますので、ぜひ相談してみてください。

既成概念にとらわれず、
誰でも働きやすい農業を
目指そう！



コラム ～GAPでGOODな農業経営を！～

ここまで、「作業の分類・細分化」や「作業場所の整え方」等を説明してきましたが、これらは農福連携に限ったものではなく、農業経営の改善を進める取組である「GAP（農業生産工程管理）」の考え方に共通しているものです。

年齢・性別、経験、国際、障がいの有無に関わらず、多くの人が参画できる農業を実現するため、農福連携を機にGAPの取組も考えてみましょう！

1 GAPとは

GAPは、「Good Agricultural Practice」の略で「農業生産工程管理」と訳され、農業生産工程でのムリ・ムダの解消や、農業生産におけるあらゆるリスクを管理することです。

【取り組むことで期待される効果】

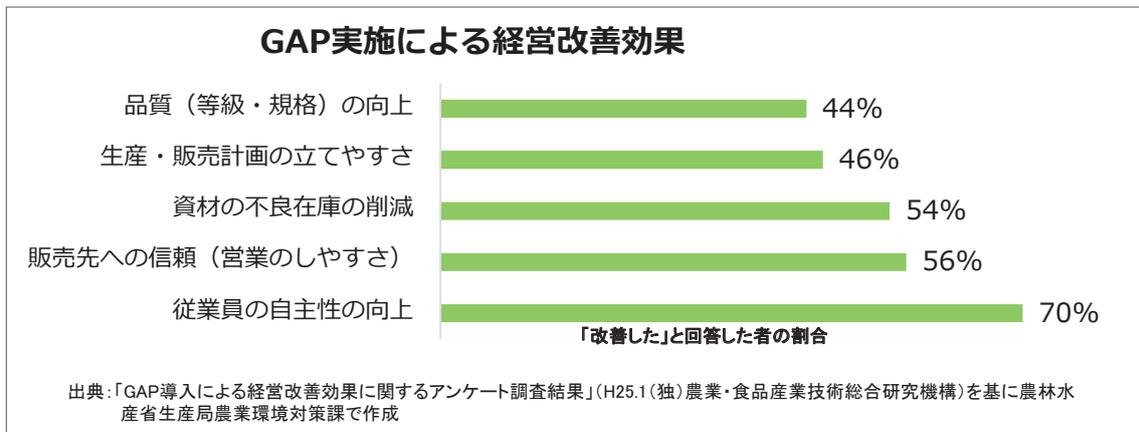
- ① **農作業中の事故や、残留農薬、異物混入による事故等の発生リスクの低減**
- ② **農場経営の改善**（生産・管理の効率化、農業従事者の意識向上、人材育成）

2 GAPによる経営改善効果 ～GAPは日常的な取組～

整理整頓されている現場なら必要なものが探しやすい、安全に管理することができます。作業手順がルール化されていれば、誰もが同じ手順でムダなく作業ができます。

もしもの事故が起きたときでも、事前に対応が準備されていればパニックにならず迅速に対処できます。

このように、日常的な取組がGAPです。一つ一つは難しいことではありませんが、それを継続して実施し、記録することが大切です。



3 ひなたGAPの取組

本県では、東京オリパラへの食材提供の基準を満たし、かつ国際水準GAPを参考として作成した県版GAPの認証制度「ひなたGAP認証制度」を平成29年8月に創設し、取組を推進しています。

〈対象品目〉

青果物(野菜・果樹)、米、茶、
花き、きのこ、たけのこ

〈認証費用〉

無償（認証期間は2年間）



GAP指導の様子

2 参考

2-1 福祉の状況

(1) 障がいの種類・特性等

障がいの種類は、主として身体障がい・知的障がい・精神障がいとともに発達障がい・難病（特定疾患）・その他に分けられます。

	障がい特性と農作業の関係等
身体障がい者	収穫等の判断能力は高く、作業管理で能力を発揮する人もいる。ただし、手足の不自由な人など、障がいの程度により圃場での作業が難しい人が多い。
知的障がい者	体力を必要とする作業を行うことができる。単純な作業でも集中力を持続できる人がいる。一方、適期の収穫、雑草の識別等の判断が難しい人もいる。
精神障がい者	収穫等の判断力は高い。一方、長い時間の作業が苦手な人や、幻覚・幻聴等で集中力が持続しない人もいる。
発達障がい者	視覚優位、こだわりを活かした点検、計量、細かい作業が得意な人もいる。他方で、対人関係が苦手であったり、同時並行多重処理ができない人、手先が器用でない人、落ち着いて座ってられない人もいる。

(2) 県内の障がい者手帳所有者数

ここ5年間における、県内の障がい者手帳所有者数については、下表のとおりです。

単位：人

手帳種別	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者手帳	62,644	62,194	61,391	60,513	58,952
療育手帳	11,479	11,669	12,063	12,137	12,358
精神障害者保健福祉手帳	8,289	8,856	9,303	9,665	10,422
合計	82,412	82,719	82,757	82,315	81,732

(県障がい福祉課調べ)

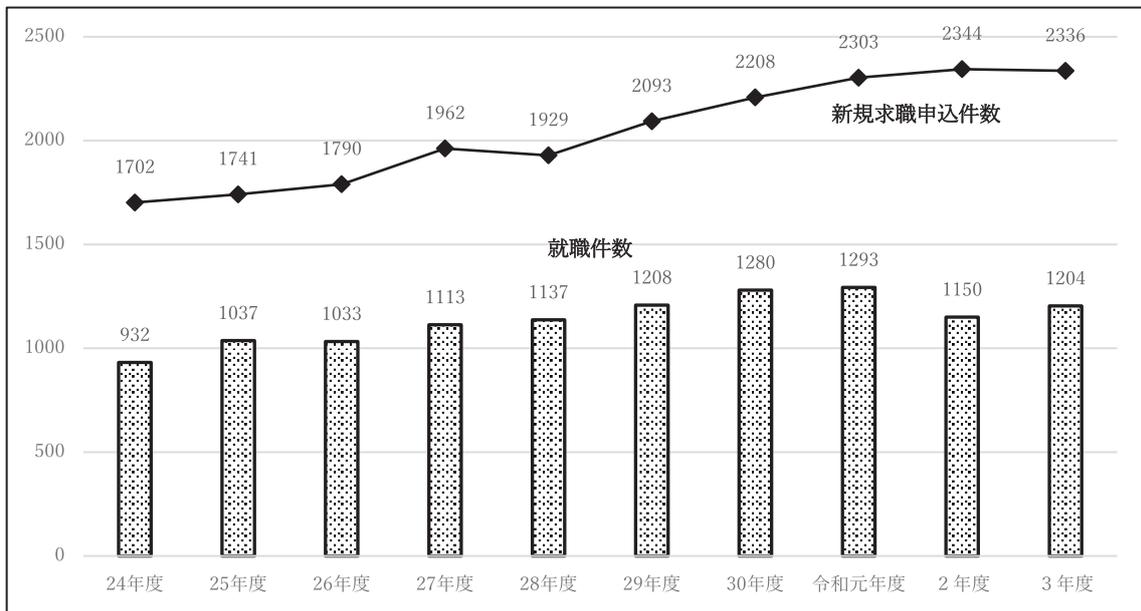
(3) 障がい者雇用制度に関する最近の動向

- 令和3年3月1日から、従業員43.5人以上を雇用する民間企業は、障がい者の法定雇用率2.3%が適用されています。
- 令和4年6月1日時点での、法定雇用率が適用される民間企業における実雇用率は、全国平均が2.25%、宮崎県では2.57%（全国8位）となっており、年々その割合は上昇傾向にあり、障がい者雇用は進展しています。

(4) 宮崎県内の障がい者雇用の状況

- 令和3年度における宮崎県内の新規求職申込件数は2,336件で、前年度に比べ、8件（0.3%）の減少となりました。
- また、ハローワークを通じた障がい者の就職件数は1,204件で、前年度に比べ、54件（4.7%）の増加となっております。
- 近年、新規求職申込件数、就職件数ともに増加傾向にあり、障がい者雇用は着実に進展しています。

【本県内のハローワークにおける障害者の就職件数及び新規求職申込件数の推移】



(出典：宮崎労働局ホームページ)

(5) 障がい者を直接雇用する場合に相談・支援する代表的な機関

障がい者雇用の場合に、相談・支援する代表的な機関は、以下のとおりです。

機関名	内容
ハローワーク	就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員が障がいの種類・程度に応じたきめ細やかな職業相談・紹介、職場定着支援を実施。
障害者職業センター	障がい者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な支援、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。

(6) 就労系サービスのうち、就労継続支援A型、B型事業

	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>通常の事業所（企業）に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用契約の締結等による就労の機会の提供 ○その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等 <p>（利用期間：制限なし）</p>	<p>通常の事業所（企業）に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労の機会の提供 ○その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等 <p>（利用期間：制限なし）</p>
対象者	<p>○企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者（65歳以上の者については、65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象となる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 	<p>○就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
事業所数 (宮崎)	60事業所（令和4年10月）	150事業所（令和4年10月）
定員数 (宮崎)	965人（令和4年10月）	2,946人（令和4年10月）
平均賃金等 (宮崎)	<p>平均賃金月額 67,570円（令和4年4月）</p> <p>最低賃金 821円（令和4年4月）</p>	<p>平均工賃月額 20,225円（令和4年4月）</p>

(7) 福祉における農業との関わり

福祉分野では、障がい福祉サービス事業所において主に障がい者の経済的な自立のために障がい者の工賃・賃金向上に向けた生産活動の取組の一つとして農業に取り組んでいます。

また、植物の栽培や動物の飼育などの作業には、心身の癒しの効果が期待され、農作業に従事し身体を動かすことは、身体のリハビリテーションにもつながります。

以下のとおり、県内の就労系サービス事業所の約37%が、様々な形で農業に取り組んでいます。

【本県内の障がい福祉サービス事業所における農業の取組状況】

種別	総数	農業実施数	実施割合
就労継続支援 A 型	61	17	27.9%
就労継続支援 B 型	136	65	47.8%
合計	197	82	41.6%

(令和3年度県障がい福祉課調べ)

【農福連携に取り組んだ農業経営体数】

	計	連携形態		
		作業委託のみ	直接雇用のみ	両方
農業法人	102	34	52	16
農業者	14	14	0	0
合計	116	48	52	16

(令和3年度県農業担い手対策課調べ)



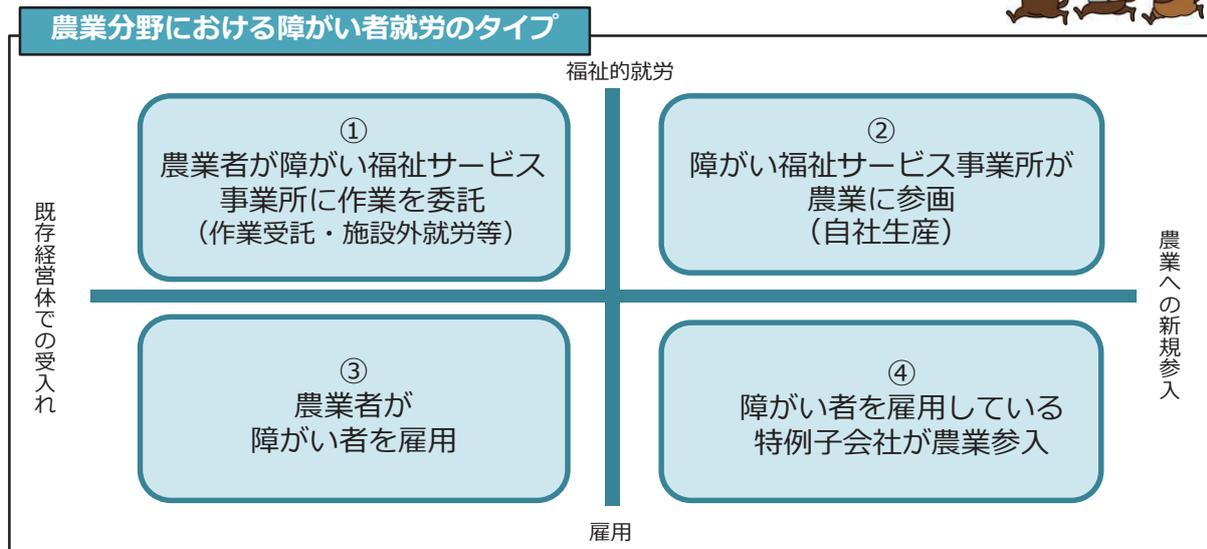
障がい者の作業風景（トマトの収穫）

2-2 農福連携の形

(1) 農福連携の分類

農福連携は、次のように、大きく分けて4つのタイプに分けることができます。

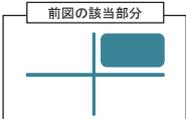
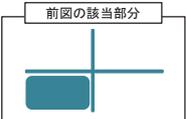
- ① 農業者が障がい福祉サービス事業所に作業を委託
- ② 障がい福祉サービス事業所が農業に参画（自社生産）
- ③ 農業者が障がい者を雇用
- ④ 障がい者を雇用している特例子会社が農業参入



このうち、①～③をまとめると下表のとおりです。

	特 徴
<p>①農業者が障がい福祉サービス事業所に作業を委託</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <small>前頁の該当部分</small> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・農家や農業法人が、障がい福祉サービス事業所と請負契約を結び、作業を依頼する形。 ・障がい福祉サービス事業所の職員が、農作業の種類や内容に応じて事業所を利用する利用者（障がい者）から人選し、福祉の専門知識を有する障がい福祉サービス事業所の職員が引率して作業を担います。 <p>作業委託の形態は、主に以下の2つがあります。</p> <p>(1) 施設内就労 障がい福祉サービス事業所内で農産物の袋詰め等の作業を実施する。天候に左右されず、障がい福祉サービス事業所側の都合に合わせて作業を進めてもらえる点が特徴。</p> <p>(2) 施設外就労 障がい福祉サービス事業所の職員が同行し、職員の指示のもと、利用者（障がい者）が農作業を行う。農作業現場で作業ができるため、委託する作業の幅が広がる点が特徴</p>

次ページへ続く

<p>②障がい福祉サービス事業所が農業に参画</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所が、生産活動の1つとして農業に取り組む形。 ・地元の理解や栽培技術の習得により、障がい福祉サービス事業所が認定農業者になるなどして地域の農業を支える担い手になる事例もあります。 ・ただし、ある程度農作業のノウハウを持った事業所の職員がいなければ生産性が向上が難しいため、技術的な支援を必要としているケースがあります。
<p>③農業者が障がい者を雇用（自社生産）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者本人と農業者が雇用契約を結ぶ形。 ・既存の従業員と変わらず、雇用契約に関わる就業規則や労働に関する法制度が等しく適用されますが、障害特性による体力や健康上の理由から適用が困難な場合などは、一定の手続きを経て、最低賃金の適用範囲から除外される場合もあります。 ・農業者が障がい者への対応について、ある程度の知識や理解が必要になります。

(2) 施設外就労

施設外就労では、施設外就労先の農業者と障がい福祉サービス事業所が**請負作業に関する契約**を締結します。

【賃金（工賃）について】

- ・ 契約締結の際は、請負契約の作業の責任は、障がい福祉サービス事業所が負います。
- ・ 施設外就労先から障がい福祉サービス事業所に支払われる報酬は、**作業の内容に応じて算定**されます。
- ・ 施設外就労先の企業から作業に要する機械・設備等を借り入れる場合は、賃貸借契約又は使用貸借契約を締結します。

【農作業指示について】

- ・ 請け負った作業について、**利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の農家ではなく、障がい福祉サービス事業所の職員が行います。**
- ・ このため、**障がい福祉サービス事業所の職員に、請負作業の内容を十分伝えることが必要**です。

【作業を委託する場合のポイント】

- ・ 障がい福祉サービス事業所の職員に作業内容を正しく伝えます。
- ・ 作業内容のやり方だけでなく、できるだけ完成した姿も示すようにします。（例えば定植をお願いする場合には、どのように植えるかを伝えるだけでなく、植え終わった姿も示す）
- ・ その作業をいつまでに終わらせたいか、どれだけの量（作業量）をいくら（賃金）で頼みたいかを明確にします。（最終的には障がい福祉サービス事業所との話し合いで決定）
- ・ 作業人数については、障がい福祉サービス事業所職員の判断に任せます。

(3) 施設外就労に繋げるためのステップ

Step 1 : 情報収集

- ・ 宮崎県農福連携推進センター（宮崎県農業法人経営者協会内：TEL 0985-74-6220）へ相談する。
- ・ 既に農福連携を行っている農業者や農業改良普及センター関係機関などへの聞き取りや、県庁ホームページに公表されている「指定障害福祉サービス事業所一覧（障がい福祉課作成）」を参照し、管内の障がい福祉サービス事業所やサービス内容を把握する。
- ・ その後、障がい福祉サービス事業所や施設外就労をしている農家へ訪問するなどして、ニーズの把握を行う。



Step 2 : 作業見学会等の検討・実施

- ・ 見学会等の実施にあたり、受け入れ意向のある農家を選定した後、当該農家が委託したい農作業の検討（作業の切り出し）を行う。
- ・ 障がい福祉サービス事業所向けの農作業見学会等を実施する。



Step 3 : 作業見学会後

- ・ 見学会等に参加した障がい福祉サービス事業所の職員は、施設の利用者（障がい者）がその農作業を実施可能か判断する。



Step 4 : 施設外就労の実践と改善

- ・ 農作業の実践が可能と判断した障がい福祉サービス事業所と農業者が請負契約を結び、施設外就労を実践する。
- ・ 実践中も、障がい福祉サービス事業所の職員とコミュニケーションを取りながら、働きやすい職場環境づくりや農作業の工夫を行い、労働環境の改善に繋げる。

(4) 農業現場における作業

最後に、農福連携には興味があるものの、どんな作業を委託できるか思いつかない場合もあるかもしれません。

以下に、例として野菜の栽培における作業を示します。どのような作業を障がい者をお願いしてみたいか、考える際の参考にしてください。

作業分類	作業の内容
①育苗	床土作り、床作り、種子予措、播種、灌水、こもかけ、換気、間引き移植、ずらし
②施設内の床土作り及び入れ換え	温室やビニールハウス内の床土作り、床土の入れ換え
③本圃の耕起、整地	本圃の耕起、砕土、畝立て
④保温施設組立て	組立て式ハウス、トンネルの組立ておよびビニール張り作業、暖房機の組立ておよび設置作業
⑤基肥	肥料の運搬、施肥
⑥定植（播種）	苗とり、植え穴（溝）堀り、定植、捕植、直まき栽培では播種
⑦灌排水、保温換気	灌排水、本圃こも（ビニール）かけ、加温、換気
⑧中耕除草	中耕、除草、土寄せ、敷きわら、ビニールマルチング、除草剤の散布
⑨追肥	追肥の運搬、施肥
⑩栽培管理	本（仮）支柱立て、誘引、芽かき、摘心、摘果（花）、摘葉（下葉かき）、人工受粉、ホルモン剤処理、つる下ろし、外葉結束、間引き、畦畔の草刈り、作柄の見回り
⑪防除	農薬散布、土壌消毒、被害茎の抜き取り焼却、かんれいしゃ張り
⑫収穫、調製	収穫、収穫物などの取りはずし、収穫の終わった株（根）の除去
⑬施設の取壊し	組立て式ビニールハウス、トンネルの取壊し
⑭選別、包装、荷造り	選別、包装、荷造り作業
⑮搬出、出荷	農家から共選場や市場へ出荷する作業

出典 農業機械学会編『生物生産機械ハンドブック』

(参考)

障がい者が働いている農業現場での事例をもとにして、実際に障がい者が担っている作業の例を下記に示します。

ただし、この事例は、事例調査やアンケート調査などで確認できたものに過ぎず、農業分野には、上記農作業以外にも幅広い仕事があり、作物の栽培だけでなく農産物の加工、直接販売、レストラン等の部門を持つ農業経営もあります。自分の経営に合った委託作業内容を考えてみましょう。

栽培部門	作業の内容
①施設野菜	播種、摘花作業、花殻つみ、摘果作業、収穫作業
②露地野菜	播種、間引き、草取り、定植、土寄せ、収穫
③茶	摘採前の落ち葉拾いや草取り、被覆作業
④果樹	摘果作業、袋かけ、収穫

【参考】

宮崎県の農福連携推進体制について

みやざき農業人材確保支援会議 農福連携推進部会

(構成員：担い手農地対策課、障がい福祉課、特別支援教育課、JA宮崎中央会、県農業法人経営者協会)

担い手農地対策課



相談・支援

農福連携技術支援者育成研修の実施

農林水産省認定「農福連携技術支援者」の養成

研修形式

- (1) 座学講義
- (2) 演習・実地研修
- (3) 修了試験(農林水産省作成)

カリキュラム

- 障がい者雇用と障がい福祉サービスの仕組み
- 障がい特性と職業的課題や対応
- 農作業における作業細分化や難易度評価の技法 など

対象

農業・福祉の関係を幅広く募集(20名程度)

地域ネットワークの構築

県内各地域での理解促進セミナーや勉強会の開催

⇒ 農業側と福祉側の交流機会の創出、マッチング

農業人材バستمックス

- 農福連携、短期就労、産地間・産業間連携等の推進による新たな人材確保の仕組みづくり。
- トイや休憩所等の受入れ環境整備の支援
- 農業経営体に対する労務管理研修等の実施

障がい福祉課

宮崎県農福連携推進センターの運営

(一社) 宮崎県農業法人経営者協会

1) 農作業等のマッチング支援

- 農福連携コーディネーターの配置
- 農作業実態調査、ニーズ調査、作業委託のマッチング等

農業と福祉それぞれの専門家による助言・指導

2) 農福連携に関するセミナー等の開催

専門家の派遣

<事業概要>

自ら農業へ取り組みむ障がい福祉サービス事業所へ、**農業技術等の指導・助言が可能**な専門家を派遣

⇒ 賃金・工賃向上及び農業分野での就業機会拡大

農福連携マルチエの開催

福祉側



相談・支援

指導・助言

【参考】 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型） ※令和5年度予算

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援



＜ソフト対策＞

推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）

事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間）
交付率等：定額
上限：150万円/年
300万円/年※2
（マニュアルを作成する場合は初年度に40万円を加算）

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園※1の開設、移動可能なトイレのリース導入に必要な経費を支援

（○専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等
○職業訓練的体験を提供するユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
○分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成
注）雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外）

※1 農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供する農園。
※2 整備事業（農福連携型）【ハード対策】のメニューのうち「経営支援」を実施する場合。

＜ハード対策＞

整備事業（農福連携型）

事業実施期間：2年以内
交付率等：1/2
上限：下記のとおり※4

障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設※3、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備

※3 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。
※4 各メニューの上限額：簡易整備（200万円）、介護・機能維持（400万円）、高度経営（1,000万円）、経営支援（2,500万円）

〔推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）及び整備事業（農福連携型）の主な要件〕

農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。

＜ソフト対策＞

推進事業（農福連携型のうち都道府県専門人材育成支援事業）

事業実施期間：1年間
交付率等：定額
上限：500万円/年

農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアドバースする専門人材（農福連携技術支援者）※5、障害者就業施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）等の育成

※5 農林水産省のガイドラインに基づき研修を受講し、認定された者

実践団体への支援

都道府県への支援

[農政水産部]

- 担い手農地対策課 参入支援・人材対策担当 (0985-32-4465)
農福連携全般に関すること

[福祉保健部]

- 障がい福祉課 障がい者・就労支援担当 (0985-26-7068)
障がい者福祉全般に関すること
農福連携障がい者就労支援に関すること